

SEINENHORITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N°601**  
2021・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 福島原発避難者訴訟第二陣・山木屋訴訟地裁判決のご報告……………高橋右京  
労契法20条裁判をいかし格差是正を進めよう……………平井哲史  
【新春特別企画】座談会 新型コロナウイルス禍での憲法課題【第3回〈最終回〉】… 憲法委員会  
【議長ひとくちトーク】「控訴断念」……………上野 格  
【シリーズ全国リレー・山形】  
消防士パワハラ自殺事件で和解が成立しました……………脇山 拓
- シリーズ 憲法を知るための12作品**  
バイロン・ハワード、リッチ・ムーア監督『ズートピア』……………北條友里恵
- ロースクールの実情と法曹養成**  
私とロースクール……………河田布香
- 新刊|旧刊** 右崎正博・大江京子・永山茂樹著  
『緊急事態と憲法—新型コロナウイルス緊急事態の体験を経て—』……………坪田 優



アムステルダムの子ども

# 福島原発避難者訴訟第二陣・山木屋訴訟 地裁判決のご報告

東京 高橋 右京

## 一 訴訟の概要

本訴訟は、二〇二二年三月二日に発生した、福島第一原子力発電所の爆発事故により、故郷からの強制的な避難を余儀なくされた、福島県伊達郡川俣町山木屋の住民が原告となり（八一世帯、二九七人）、東京電力を被告として、福島地裁いわき支部に提起した損害賠償請求訴訟である（以下「山木屋訴訟」という）。

同訴訟の第一陣は、二〇二〇年三月二日に既に仙台高裁で判決が言い渡され、現在最高裁に係属中であるが、第二陣訴訟にあたる本訴訟については、二〇二〇年一〇月に山木屋から避難した原告のみ弁論が分離され、本年（二〇二二年）二月九日に、いわき支部にて判決が言い渡された。なお、第二陣訴訟原告のうち、相双地域から避難し

た原告については、現在もいわき支部において審理が続いている。

## 二 山木屋訴訟の特徴

山木屋は、阿武隈山系の中山間地域に位置する農村であり、四〇〇年以上の歴史を有し、何代にもわたって豊かな自然と共存する形で独自の文化や生活様式を受け継ぎ、固有の発展を遂げてきた。すなわち、我々が主張する、原発事故によって失われた「故郷」が、非常にわかりやすい形で現存していた地域といえる。ところが、原発事故によって地域の自然は放射能に汚染され、事故後居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定され、山木屋固有の強固な地域社会は崩壊し、原告ら住民の生活基盤は、根こそぎ奪われた。そして、二〇一六年三月三十一日に避難指示が解除された後

も、（特に若者世代の）帰還は進まず、故郷山木屋は、復興どころか衰退の一途をたどっている。

このように、山木屋訴訟の原告は、原発事故により、過酷な避難生活を強いられただけでなく、生活の基盤たる故郷を奪われた。そこで原告は、主位的には民法七〇九条に基づき、予備的には原子力事業者に対する無過失責任を定める原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）三条一項に基づき、主に①避難生活に伴う慰謝料（以下「避難慰謝料」として月額一〇万円、②故郷を奪われたことに対する慰謝料（以下「故郷剥奪慰謝料」として二〇〇〇万円の賠償を請求してきた）。

## 三 二月九日地裁判決の評価

### (1) はじめに

結論から言えば、本判決は、東電を厳しく断罪

した二〇二〇年三月二日の第一陣訴訟仙台高裁判決から大きく後退した内容であり、不当判決と評価せざるを得ない。以下、責任論(東電の悪質性)、避難慰謝料、故郷剥奪(喪失)慰謝料それぞれについて、判決の概要と弁護団の評価を述べる。

## (2) 責任論(東電の悪質性)について

本判決は、民法七〇九条の適用は認めなかったが、慰謝料増額事由として東電の加害行為の悪質性を判断するにあたり、東電の過失(予見可能性、結果回避可能性)の有無・程度は重要な考慮要素であると判示した。しかし、原発事故の発生につき、東電に注意義務違反を考える余地があるとしながら、安全対策の懈怠の程度は著しいものではないとし、その行為の悪質性は認めなかった。このような判断は、原発の規制や安全対策を定める原子力関係法令を正しく理解せず、原発の持つ破壊的危険性と被害の甚大さを踏まえ、原発事業者には、安全対策について高度な注意義務が課されるべきとの視点を全く欠いており、不当と言う他ない。東電の安全対策の不十分さについて「痛恨の極み」と評価し、慰謝料算定にあつての重要な考慮事情とした第一陣訴訟仙台高裁判決から大きく後退した内容といえ、到底承認することはできない。

## (3) 避難慰謝料について

本判決は、避難慰謝料について、原子力賠償審

査会の中間指針(月額一〇万円)を超える損害額を認めなかった。それどころか、一部の原告については、中間指針に基づき被告が被害者との合意のもとで支払った慰謝料八五〇万円(八五か月分)について、原告の死亡や進学・就職のための転居によつて八五か月経過前に避難期間が終了したなどとし、一部過払いがあると評価しその部分を認容額から差し引くという暴挙に出た。この結果故郷剥奪慰謝料は認められながら、複数の原告が、認容額を不当に減額され、あるいは請求が棄却されてしまった。

このような判断は、被害救済として極めて不十分な中間指針に迫従するどころか、実質的にこれを引き下げようとするもので、司法の責任を放棄したものと評価せざるを得ない。

## (4) 故郷剥奪慰謝料について

本判決は、故郷剥奪(喪失)慰謝料について、単なる主観の問題に過ぎないとする東電の主張を退け、原告らが、避難生活を強いられたことによる苦痛とは別に、事故により地域生活利益を侵害され、独自の損害を被つたこと、そして故郷山木屋は避難指示が解除された現在も変容したままであると認定した。このような被害実態は、原告が本訴訟において特に力を入れて主張・立証してきた点であり、一定の評価はできる。

しかし、そのような認定にもかかわらず、本判

決は、帰還困難区域との比較であるとか、東電による財物賠償によつてもある程度慰謝されているなどといった不当な理由で、認容額を少額(二二〇万円)に留めた。

さらに、故郷剥奪慰謝料と避難慰謝料は別個の損害だと判示しておきながら「ある程度重なり合う部分も存在する」とし、前述のとおり、複数の原告について故郷剥奪慰謝料から避難慰謝料の既払い分を差し引いている。

## 四 最後に

このように、本判決は、責任論・損害論ともに非常に多くの問題を抱えており、当然被害救済を実現するものではなく、原告団・弁護団も到底これを受け入れることはできない。

日本にも未だに残っていた美しい故郷とそこで幸せな暮らし、原発事故は、そのかけがえのない財産を、何の罪もない住民から、一瞬にして永遠に奪い去つてしまった。その罪の深さは、司法によつて正しく評価され、正当に賠償されなければならぬ。そのため、私たち弁護団は、引き続き控訴審でも全力を尽くす所存である。

# 労契法 20 条裁判をいかし 格差是正を進めよう

東京 平井 哲史

## 1 はじめに

昨年(二〇二〇年)来、正社員と有期契約社員との待遇格差の是正を求めた事件の最高裁判決・決定が相次いでいます。二二春闘では、この裁判をいかして待遇格差の是正をはかるうと多くの労働組合が準備をしています。私たちが弁護士のうちでも、いつ相談がきても対応できるよう準備をしておくことが大事かと思えます。

そこで、投稿を促されましたので、裁判に示された考え方と事案・項目ごとの判断の結果を整理し、今後前進をはかるためにどういうことが求められるかについて検討してみたいと思います。以下では、旧労働契約法二〇条について述べますが、これを移したパート有期法八条も同様と考えてよいと思います。

## 2 裁判の示した考え方

(ハマキョウレックス事件裁判

平成三〇・六・一より)

先例となったハマキョウレックス事件裁判は、旧労働契約法二〇条の趣旨について、「職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた処遇を求める規定であると解される。」とし、「有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が期間の定めの有無に関連して生じたものである」場合に、そ

の労働条件の相違が「不合理であると評価することができるとある」ときは、二〇条違反の労働条件の相違部分は「無効となるものと解される。」が、「同条の効力により当該有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなるものではない」として、同条に労基法のような補充効を認めず、損害賠償の対象となりました。

そして、「不合理と認められるもの」かどうかは、問題となっている待遇ごとに、それが設けられている趣旨や目的を踏まえて、正社員との職務内容の違い、職務内容および配置変更の範囲の違い、その他の事情(問題となった事案にあらわれたものとしては、労働組合との交渉の有無・経緯や使用者における体制変更の経緯、正社員登用制度の整備、有期契約社員の勤続期間等)を考慮することにより、個別的に判断する、としました。

## 3 各事件における最高裁の判断と俯瞰

各裁判がとりあげた主要な労働条件格差についての判断結果は別表のとおりです。

総じて、正社員は、どこでも転勤し、昇進もあり、多様な職務を担い、責任も重いのに対し、契約社員は職務内容・勤務場所が限定されていて、昇進はなく責任も軽い、というドグマのようなとらえ方が根底にあり、そのうえで「正社員として



の職務」に直結するような待遇の格差は不合理性をなかなか認めず、これに直結しない待遇の格差は、比較的簡単に不合理であるとする傾向が見て取れます。

#### 4 前進をはかるために

##### (1) 格差をリストアップする

実際に相談を受けて取り組む場合、正社員との職務内容・変更の範囲の異同を具体的に把握する必要があります。このため、まずは実態調査からなるでしょう。必ずしも待遇の全体がわからずとも個別の項目ごとに不合理な格差かどうかを判断しますから、狙いを絞ってアンケート等で調査するのもよいと思います。

##### (2) 比較対象となる正社員を抽出し、 違いの有無・程度を検討する

次に、比較対象となる正社員をどう設定するかを検討します。通常は、同じ職場に同様の職務を担っている正社員がいるでしょうから、その方との比較になりますが、同じ職場に正社員がいない場合には、他の職場で同様の職務を担っている正社員がいないかなど工夫が必要になります。

そして、比較対象とする正社員が決まったら、その人と職務内容・配置変更の範囲の違いの程度を検討します。

##### (3) 不合理性の検討

問題とする待遇格差と比較対象正社員が決まったら、その待遇が設けられている趣旨・目的を検討し、それに照らして、職務内容や配置変更の範囲その他の事情を考慮して、待遇格差が不合理と言えるかどうかを検討することになります。規模の大きくない会社であれば、配置変更の範囲も同じで、違いは昇進や些末なところになるのではないかと想像しています。規模が大きい会社ですと、どうしても転居を伴う配転の有無がクローズアップされやすいですが、その場合もニヤクコーポレーション事件のように、実態をつぶさに見ることで、違いは大きくないと言える場合も

事件	職務内容	争った格差	判決の内容
ハマキョウレックス事件	配送ドライバー	①住宅手当 ②皆勤手当 ③無事故手当 ④作業手当 ⑤給食手当 ⑥通勤手当	①→不合理とはいえない ②～⑥→不合理
大阪医科大学事件	研究室秘書 (アルバイト)	①賞与 ②私傷病による休職中の賃金保障	①②→不合理とまでは言えない
メトロコマース事件	駅の売店勤務	①住宅手当 ②褒賞 ③早出残業手当の割増率 ④退職金	①～③→不合理 ④→不合理とまでは言えない。
日本郵便事件	郵便物内務および外務	①住居手当 ②扶養手当 ③年末年始勤務手当 ④年始期間の祝日勤務に対する割増 ⑤夏期冬期休暇 ⑥有給の病気休暇	①～⑥→不合理
井関松山製造所事件	工場作業		

## 新春特別企画

あるかと思えます。また、そもそも手当によって配置変更の範囲の違いは関係がないものもありますから、大きな会社だからといってあきらめる必要はないでしょう。

以上の検討にあたり、職場にいる正社員の方の協力を得ることはとても大事になります。実態や

待遇についての説明を受けることができるためです。もともと、パート有期法のもとでは、使用者に対し、格差を設けている理由の説明を求めることができるようになっていますので(同法一四条)、これを活用して使用者に説明を申し入れることで、苦勞して探る必要はないかもしれません。

格差と貧困がクローズアップされるようになって久しくなりつつありますが、最低賃金の引き上げと格差の是正とが、現状を変えていく大きなこととなるのではないかと期待しています。

### 出席者

植松健一 (立命館大学教授)  
 北村 栄 (四四期)  
 辻田 航 (六九期)  
 坪田 優 (七二期)  
 金子美晴 (七二期)  
 司会 山田大輔 (六七期)

### 座談会

# 新型コロナウイルス禍での 憲法課題

## 【第三回〈最終回〉】

### ■ 統治機構について

**山田** もう一つの大きなテーマとして、統治機構の問題に移ります。東京では、都民ファーストの会が、感染の疑いのある人が正当な理由なく検査を拒否した場合に、五万円以下の過料を科すという条例案を提案しようとしていました(※二〇二

〇年二月二日条例の提出を断念。

このように、より規制を強くして、コロナウイルスの問題に取り組もうという方向での議論があります。このような動きは諸外国ではそれほど自然なことではないようですが、日本ではこのような方法はこの一年とられてきませんでした。今の日本の憲法のもとでは、どちらがいいのか、も

しくはその第三の選択肢みたいなものがあるのかというところについて、皆さんのご意見を頂ければと思います。

**植松** では私の方から、私なりに考えていることを述べさせていただきます。法律家の中でも議論が分かれています。先ほどお話ししたように、日本は外国と違って、「要請」と「自粛」とい

うフアジーな対応で感染を予防しようとしているわけですが、それはとても問題があるやり方だという批判的な見方が一方であります。法律家的な発想としては、こういう考えの方が自然かもしれません。立憲主義と法治主義に則って憲法の許容する範囲で、かつきちんと根拠法があれば、その範囲では一定の権利制限も認められる一方、それをさらに超えるような、つまり違憲・違法な措置に対してはきちんと裁判所で救済が与えられるという考え方。あるいは行動の制限にもそれと対応する形で事業者の損失を補償するとか、生活を扶助するといった仕組みとセットするという考え方。こういう考えの方が、近代の法治主義的な観点には適合的なんだろうと思います。ところが日本では、なんとなく自粛で、被害も自己責任でという話なので、法治主義に反するという批判を受けることになりそうです。この批判は確かにそのとおりなのですが、ただ同時に、別の見方もあながち間違っていないかもしれないと思うのです。つまり、山田先生が言われたように、都民ファーストがやろうとしているような罰則ですね。今の日本で、ただただ法的な規制の厳しい罰則付きの厳しさだけ求めるのが良いことなのかは疑問です。結局のところ、要請に反して自粛をしない人たちが社会的に排除されたりいじめられたりパッシングされてる今の状況がそのまま残って、

さらに法的な罰則も受けるという、二重の「制裁」を受けるだけだという気もしているんですね。

ヨーロッパ欧米だといざとなったらそれを救済する司法の手続きが、常に上手く機能しているとはいえないとしても、ともかく救済の道が開かれているのですが、それと同じくらいに日本の裁判所が違憲・違法な法律や措置に対して救済をしてくれるかどうかというの、あまり信用できない面もあって。そのような中で罰則が設けられると、違反事例のメディアでの報道を通じて、処分を受けた個人や企業名が特定されて、さらなるパッシングを受けることになりはしないか。ですから、ここはいろんな意見がありうるところでしょうが今の日本のそういう社会的制裁の強い風土を、まずどう考えるかというところを、また皆さんにご意見いただければと思います。

**坪田** 私も植松先生と同じく、日本は、コロナにかかわらず、ネットリンチみたいなものが多いような印象があります。例えば、逮捕段階で誰かの住所を特定したり、それをネットに晒しあげるといった私刑が、空気としても蔓延しているのではないかと思います。なので、罰則は、そういう人たちが私刑をやる上で、ある種、免罪符のような形になるんじゃないかと。なので、私は罰則規定を設けることには反対です。

**北村** 日本人は人に迷惑をかけちゃいけないって

いう感覚があると思いますし、外からまた今言われている感じがするんですね。人に迷惑かけちゃいけないってことは、裏返していくと、あまり人権を主張してはいけない、そんな当たり前のことを言ってもそれはよくないということになってきちゃうんですね。それは、権力を持っている人には都合がいいということになる。

**辻田** 罰則をつけるかどうかは別として、個人的には、外出への対応などについて根拠法があった方がわかりやすいと思います。あと感覚的なものですが、再び緊急事態宣言を出したとして、前回と同じくらい人々が外出や移動を避けるかというところ、ちよつと難しい気はしています。なので、緊急事態宣言と同レベルの対応だと、前回ほど出入は減らず、結果として感染者も増えてしまうのではと思っています。法律的に何らかの変化をつけた方が、感染者を減らすという意味では有効ではないでしょうか。罰則をつけるかどうかは難しいところですけども。結局、難しいのは、もともと持病のある方ですとか、高齢者の方ですとか、どちらかと言えば社会的な弱者の方がリスクが高い点だと思います。その方たちの生命や移動、営業といった権利のバランスを考える必要があります。具体的にどの方法がいいのかは正直わからないので、とりあえずはワクチンが早く完全に広まってくれることを願っています。それで

も普通に考えると、少なくとも来年(二〇二二年)後半くらいまで感染は収まらないように思います。

**金子** 罰則にすると、今お話が出たように、社会的制裁をすることで私刑を後押しする雰囲気蔓延させ、従わない者を排除するという側面を助長する気がして、適切でないと思います。規制するならむしろ補償すべきです。

## ■まとめ

**山田** 短い時間で、取り扱ったテーマも一部でしたが、扱ったテーマについては、議論としては深まったように思います。最後に、植松先生、まとめのお話をいただければと思います。

**植松** みなさんからいろんな声と実態を踏まえた情報を提供して頂き、私もまた改めて考えるきっかけになりました。ちよつと今日は議論できなかったんですが、最初の論点とやっぱ関わってくるのは、ここまでコロナの問題を深刻にしている原因として医療体制をどんどん削り、保健所とかの数を削減してきたことが指摘されています。今までの効率重視、あるいは行政の「無駄」な部分、本当は無駄ではないのですが、そういうものはただただ削減するのがいいんだという発想自体が問われているだろうというのが一点と、それと関連しますが、日本の場合には首都東京

一極集中が感染数の拡大を押し上げている一個の原因だと思えますから、日本の人口の分布というものも考え直す、そういうきっかけにしていこうとも重要なことだと思っております。

あと最後に、これも今日は議論が出来なかったのが残念ですが、プライバシーとの関係で、感染者・接触者把握のための専用携帯アプリの是非も考える必要があります。またこれも、コロナ対策を口実にと言ったら言い過ぎかもしれませんが、マイナンバーと銀行の口座の紐付けとかです、それからスーパーシティ構想とか。以前から政府や財界が導入したかったけれどもなかなか国民の中に抵抗も強くて実現が進まなかったものを、パンデミック対策には有効なんだという形で一気にやってしまうという動きがみられます。このところは警戒して見ていく必要があると思います。

**山田** ありがとうございます。政府の様々な悪政が、コロナの際に現れてくる問題の重要な背景であり、かつ、コロナを口実にさらに悪政を進めようとしていることですので、青法協としても、引き続き、問題を追及し、食い止める活動をぜひやりたいと思います。今日は短い時間でしたけれども、ありがとうございます。

**全員** ありがとうございます。

〈おわり〉

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)





## 「控訴断念」

これまで四回にわたり新人時代のハンセン病国賠訴訟での経験を書いてきました。今回は熊本地裁判決と国の控訴断念についてです。

二〇二一年五月二日、国の責任を全面的に認め、国の隔離政策を違憲と断罪した熊本地裁判決が出ました。東日本弁護団は、担当する各園と東京四谷の会議室に詰めていました。私は第一報を四ツ谷駅のホームで受け取り、駅の階段を四段飛ばしで駆け上がったのを覚えています。原告の日野弘毅さんは、「……もう私はうつむかないでいい／太陽は輝いた」と詩を詠みました(ネットで検索できます)。私はこの詩に感銘を受け、印刷して執務机の目前に貼り、毎日読んでいました。判決文は、私は明解な文章だと思っています。らい予防法が憲法のどの人権規定に反しているか丁寧に論じ、国会の立法不作為の国家賠償法上の違法性を認め、除斥期間論も乗り越えています。是非「一読をお勧めします(判

例時報一七四八号三〇頁)。強調したいのは確かに判決文そのものを書いたのは裁判官ですが、書かせたのは原告と西日本弁護団だよ、ということですよ。裁判官は原告の主張・立証に沿って判決を書くしかないわけですから。

判決翌々日、全国の原告団と弁護団が東京に集結し、控訴をするか否かの激論を交わしました。判決は入所期間に応じて最高一四〇〇万円の損害賠償を認めましたが、長期間に重ねられた人権侵害を償うには全く足りないことは、皆わかっていました。私は原告団も弁護団も分裂するかもしれないと思いました。しかし……。「国に控訴を断念させ、熊本地裁判決を確定させる」、これでままとったのです。

控訴期間中、弁護団は全員、国会に詰めることになりました。首相官邸前と議員会館前に原告団が座り込み、小泉首相との面会を求めました。衆参の国会議員全員に当たる「国会ローラー」が実施されました。弁護士と原告とでチームをつくり、議員会館の議員事務室を訪ねて回り、被害の実態、残された時間が少ないこと、問題の解決には控訴断念しかないことを訴えたのです。「好感触」「資料を置いていけ」という冷たい対応などの訪問メモをまとめるのが私の仕事でした。それを弁護団で分析して、首相につながるルートはい

くつも模索しました。私達が回っていると同時に、厚労省の官僚も「控訴しかない」と訴えて回っていました。控訴か否か混沌とする中、朝日新聞が「国は控訴を決定」との誤報を打ちました。私はそれ以来、毎日新聞に変えました。坂口力厚労大臣との面会は果たせましたが、小泉首相は会おうとしませんでした。マスコミレクもやる中で、ハンセン病の問題は広く報道され、次第に「そんなに酷いことをしていたのか」「賠償責任は不可避」とテレビでも言われるようになりました。控訴期限の二日前、とうとう小泉首相が原告らとの面会に応じ、一〇分だけの予定が四〇分に及びました。原告団と弁護団が弁護士会館に引き上げた頃、「控訴断念」が発表されました。やった！

残念ながら、私は当日、夕食当番でしたので、一歳の娘のお迎えをして、帰宅してテレビをつけたら、画面の向こうで皆が喜んでいました。うまくいかないものです。

その後、原告・弁護団は、入所者が原告として提訴した上で、熊本地裁判決と同内容の裁判上の和解をしていく、という道筋を作ったのですが……。また機会があったら、トークで書きます。次回からは、私の家庭の話です。家事分担のスヌメ。

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)



# 消防士パワハラ自殺事件で 和解が成立しました

山形 脇山 拓

1

Aさんは、物心がついたころから消防士やレスキュー隊員になりたいと言っており、ご両親もはしご車体験、一日消防士体験等に参加させていました。小学五年生の職場体験では、自分で希望して、たった一人で消防分署に行きましたし、卒業文集等の将来の夢にはいつも「レスキュー隊」と書いていました。高校に進学すると、一年生の時から公務員模試を受けたり、公務員希望者向けの勉強会に積極的に参加していました。消防の合格通知が届いた時には家族全員で大喜びをしたそうです。幼い頃からの夢を叶えたAさんをご両親は誇らしく思っていました。

二〇二二年四月に念願の消防士となったAさんは、消防士という仕事に真剣に取り組んでいました。しかし、二〇二三年四月から始まった障害突破訓練が負担となったようで、二〇二四年四月以降、普段は愚痴を言わないAさんが訓練の厳しさを訴えるようになってきました。そして、同年六月二日、Aさんは自ら命を絶ててしまいました。

2

Aさんのお母さんは二〇一五年六月に実施された全国一斉過労死二〇番に電話をかけてこれられ、その電話を受けたのが私でした。Aさんのご両親は、その時既に公務災害認定の請求をするともに、消防本部に対して事実究明の

ための第三者委員会の設置を申し入れていました。Aさんが残した遺書の内容などから、ご両親はAさんが障害突破訓練の際にパワハラを受けていたと確信していたのですが、消防本部はこれと認めようとせず、第三者委員会の設置も必要ないとしていたので、これからのような対応をしていけばよいかというご相談でした。

これが契機となり、その後山形支部の会員を中心にしたメンバーが公務災害認定請求の代理人となり、ご両親と共に真相究明のための活動が始まりました。

3

地方公務員災害補償基金での調査は迅速に進み、二〇二六年二月七日にAさんの死は公務災害であると認定する決定がなされました。

すると消防本部は、それまでの立場を一転し、事実関係検証のために第三者委員会を設置すると発表しました。報道では、委員の人選や調査方法などについて遺族とも相談して進めるとされていますが、消防本部側で人選した結果が一方的に事後報告されたため、このような消防本部の手法に対して抗議すると共に、調査方法について第三者委員に対して申し入れを行うなどしました。

4

第三者委員会の調査報告書は二〇一七年三月二日に完成し、ご両親にも個人名は伏せた形で公開されました。報告書では、障害突破訓練のコーチとキャプテンの二名が、時には暴力も含んだパワハラ行為をAさんに繰り返ししていた状況が詳細に認定されました。

ご両親は、第三者委員会からこのような調査結果が出されたことで消防本部のみならず、パワハラ行為の当事者からも真摯な謝罪が行われるものと期待していましたが、具体的な動きはありませんでした。

そのため、ご両親はAさんの死に対する責任の所在を明らかにし、今後同様の悲劇が繰り返されないようにしようとの思いから、同年七月二日、消防本部に対して損害賠償請求訴訟を提起しました。

5

裁判は同年九月から始まりましたが、消防本部は、Aさんの死に対する責任があること自体は争わないものの、パワハラ行為の内容については争うと共に、ご両親に対してこれまで不誠実な対応を続けていたことも認めないという、全く納得の出来ない応訴態度でした。その一方で消防本部としては積極的な立証はしないという、奇妙な方針であったため、全て原告側からの

申請で、二〇一九年七月と八月に、Aさんの亡くなった当時の消防長とパワハラ当事者である障害突破訓練のコーチとキャプテン、そしてAさんのお母さんに対する尋問が行われ、調査報告書などではわからなかったいくつかの事実が明らかに

なるとともに、消防長やパワハラ当事者の考えについて、厳しく問い質すこととなりました。

6

その後、弁論終結前に和解協議を行うことになりました。原告側では、そもそも提訴した目的から、賠償金額の話をする前に、消防本部が今後の再発防止策をきちんと定めること

と、具体的にはパワハラに関する研修を行うことや毎年公表される消防長の署員へのメッセージには必ずパワハラ再発防止を盛り込むことなどを要望しましたが、消防本部側は原告側の要求に激しい抵抗を行いました。まるで金さえ払えば文句ないだろうと考えているのかとも思える対応だったため、一時は和解協議を断念するかどうかも検討の対象になるほどでした。最終的には、どんなに不十分と考えられても消防本部に裁判所で一定の約束をさせることは、必ず今後につながる、その意義を重視しようとの判断から、和解を成立させる道を選ぶことになりました。

7

二〇二二年二月二四日、山形地方裁判所鶴岡支部で和解が成立しました。消防本部は、賠償金支払い以外に①全体のハラスメント防止講習会に加え、Aさんが参加していた同じ訓練参加者に対する講習も行い、内容はHPで公開する、②第三者委員会の調査報告書を職員が閲読できる機会を設ける、③消防長が毎年発するメッセージにパワハラのない職場作りに取り組み内容を盛り込み公表するなどを約束しました。

和解成立にあたってご両親は「和解という結果は一つの節目ではありますが、亡くなった息子は帰ってきませんし、私たち遺族の悲しみ苦しみはこれからもずっと続くのです。今後、消防本部が、今回の事件を決して風化させることなく、これを教訓としてハラスメント防止に真摯に取り組み、開かれた消防組織となり、他組織の模範となるように望みます。」とのコメントを出しました。

8

現在山形支部の会員は、本件以外にもハラスメントが原因と思われる自殺事案を複数扱っています。これからも被災者、遺族の救済と再発防止のために邁進していきます。

シリーズ  
憲法を知るための  
12作品

バイロン・ハワード、リッチ・ムーア監督  
『ズートピア』

東京 北條友里恵

これまで紹介された作品の中にアニメーション作品はないようでしたので、アニメーション映画「ズートピア」を紹介したいと思います。

### 一 舞台設定・あらすじ

本作は、動物たちが人間のように暮らす世界「ズートピア」を舞台としており、人間は一切登場しません。

大都会・ズートピアでは、動物たちが技術を駆使し、共存して生活しています。

動物たちそれぞれの特性にあわせて暮らせるように設計・構築されたズートピアは、まさに動物たちが自分らしく生きることができると「楽園」のほずでした。

本作の主人公・うさぎのジュディは、「より良い世界を作る」という夢を持ってズートピアに上京した新米警察官です。なかなか重要な仕事を任せてもらえないジュディは、手柄を上げようと、ズートピアで夢破れたキツネの詐欺師ニックを巻き込んで、連続失踪事件の捜査に乗り出します。

しかし、ジュディとニックは事件の真相に近づく中で、意図せず「楽園」であるはずのズートピアの闇に迫ることになります。

本作は、ジュディとニックが捜査の過程で、現実社会のメタファーでもある大都会・ズートピアが抱える問題を浮き彫りにすることで、現実社会に存在する差別問題を視聴者に投げかけてくる作品となっています。

作品名 『ズートピア』(邦題)

『ZOOTOPIA』(原題)

公開年 二〇一六年

配給会社 ウォルト・ディズニー・

ピクチャーズ

### 二 本作の見どころ

本作はディズニーが制作しており、そのメインターゲット層は子どもです。しかし、本作は、人生の中で少なからず差別や偏見を見聞きしてきた大人にこそ、心に刺さるところが多い作品です。

実は私は、友人から本作の視聴をすすめられた当初、子ども向けアニメーション作品と侮っていました。初めて視聴した際も、前半までは、主人公・ジュディが差別や偏見に打ち勝って夢を叶えていく王道のサクセスストーリーで、面白いが絶賛するほどでもないと感じていました。しかし、中盤からの予想外の展開と鮮やかな伏線回収に、見事に引き込まれました。



本作は、現実社会の差別問題をメタファーした作品としても秀逸ですが、作品そのもののストーリーも素晴らしいです。

### 三 本作と現実社会の対比

(1) 私たちが現在暮らしている社会は、先人達が様々な差別・偏見と闘って獲得した平等の上になり立っています。先人達の闘いの結果、様々な差別解消措置が法定され、差別は許されないとの共通認識が社会で形成されました。

しかし、私たちが暮らす社会から本当に差別や偏見が無くなったとはいえません。医学部入試で女子・浪人生差別が行われた事件はつい最近の出来事です。

先人達の闘いの結果、明確なわかりやすい差別は少なくなつた一方、差別は巧妙化し、偏見は未だ根強く社会に残っています。

本作では、差別との闘いを経て成熟したはずの社会で、なお残る差別や偏見が発露する様子が緻密に描かれています。特に各人が持つ無意識の偏見が、どのように差別という形で顕在化していくのか、主人公・ジュディの視点を通じて描かれています。

(2) 昨今のコロナ禍では、世界的に特定の人種・国籍に対する偏見が煽られ、ヘイトクライムも発生しました。また、コロナを理由に、特定の人種・国籍に対する差別を正当化するような言動もSNSをはじめとして各所で見受けられます。

本作の中盤から後半にかけてのストーリーには、コロナ禍における差別問題に通ずる描写もあります。

ウイルスの流行といった社会を不安定にさせる事実が、特定の属性を有する人々と結びつけられて喧伝されてしまった際に、社会に何が起るのか、社会内にくすぶっていた偏見がどう差別として顕在化されていくのか。

本作では、このような噴出した偏見のうねりが社会にもたらす影響も描かれています。

### 四 終わりに

本作の監督は、下記のメッセージを公表しています。

「ズートピアの住人たちは、私たち人間のようなもの。どちらも同じように、性別、年齢、学歴、出身地、見た目……そんな『違い』から生まれる様々な偏見の中で生きています。もし、その『違い』を個性として認め合うことが出来たら、私

たちの人生はもっと豊かになることでしょう。『ズートピア』の中には、あなたに似ているキャラクターがきっといます。ぜひ、自分自身を探してみてください。」

本作では、ジュディとニックが連続失踪事件の真相を暴き、ズートピアの闇に立ち向かって、最終的にハッピーエンドを迎えます。

一方で、現実社会は、なかなか本作のようなハッピーエンドにたどり着くことが難しい状況です。しかし、監督のメッセージからも読み取れるとおり、ズートピアの住人と同様に、人類には互いを認め、偏見を解消する能力があります。それは、人類が数多の努力によって相互理解と偏見の解消をすすめてきた歴史からも明らかです。

本作は、これからの社会の可能性を示す作品でもあります。興味を持たれましたら、是非ご覧ください。

# 私とロースクール

岡山  
河田  
布香

1

私が某地方大学のロースクールに入学したのは、今から五年程前のことでした。

当時私は法曹志望でしたが、特段勉強ができるわけではなかったため、未修者コース、いわゆる「隠れ未修」としてロースクールに入学しました。

このたび、ロースクールの功罪と社会的意義、ということテーマを頂きましたが、ロースクール制度に関しては色々の議論があるところであって、非常に悩ましい気持ちです。とはいえ、そのあたりの議論は、これまでコラムを書いてくださった方が十分に述べてくださっているはず……。そんなわけで、ここはあくまで一個人の体験談として、私にとつての「ロースクール」という存在について書いていこうと思います。

2

さて、私自身は、あまり裕福な家庭の生まれではありませんでした。

兄弟だけはやたらたくさんおり、経済的に恵まれた状況であったと言いつても、奨学金を借りて大学院まで卒業しています(本コラムとは無関係ですが、とはいえ家族仲は良好で、楽しい子ども時代であったことを両親の名誉のために述べておこうと思います)。

時折言われることですが、「ロースクールはお金と時間に余裕がある人でないと通えない」もので、結局富裕層を選別しているのではないかと、という指摘があります。

しかし、少なくとも私にとつては一部あてはまらない部分がある(そして、ロースクールがなければ法曹になることも諦めていただろう)、という話をしてみようと思います。

3

法曹になるためには、司法試験に合格しなくてはなりません。

そして、単純に考えれば、司法試験の受験資格を完全に取っ払う、つまり旧司法試験と同じか、または受験資格を予備試験合格者のみにしてしまえば、ロースクールに通う時間やお金がかからなくて済む、というように思われます。

しかし、当然、司法試験に合格するためには「勉強」が必要なのです。

そして、自学自習で司法試験合格レベルまで自分の能力を高められる方は非常にまれなのではないのでしょうか。これは、勉強の内容面だけの問題ではありません。司法試験を受けるならこの教科書がいいとか、司法試験に受からなくても、こういうところに就職してみたらどうか、だとか……そういう細かい部分を含めると、指導してくれる人、受験生界隈の事情に詳しい、一緒に勉強してくれる人がいる環境が望ましいことは言うまでもありません。

4

そして、司法試験合格のための環境を手に入れようと思えば、結局ロースクールが一番リーズナブルで利用しやすいだろうというのが私の感覚です。

## ロースクールの実情と 法曹養成

6

一方、ロースクールについて、「時間がかかる」とい

5 そんなわけで、ロースクールに行けるのはお金に余裕がある人だけだ、と言うのは、少なくとも私には当てはまりませんでした。むしろお金がないので、ロースクールがあつてよかったな、という感覚です。

第一に、ロースクールの授業料は予備校に通うよりは安いものです(制度自体の是非はともかく、奨学金を借りることだつてできません。なお私の出身ロースクールでは独自の奨学金制度(貸与ではない)もありました)。学生の身分を持ったままなので、大学内の書籍や自習室も使い放題です。公的な色々の支払いも、学生であれば猶予してもらうことができました。

うのはその通りであると思います。ロースクールの卒業は、司法試験の受験資格であるにもかかわらず、ロースクールでは受験指導が禁じられているのです。

当然、授業自体は法律を扱うので、無意味なわけではないのですが、そこでの学びを自力で受験用に加工するのはなかなか手間なのでした。

また、面白い授業だけれど、司法試験に關係ない科目だと思つたと履修をためらつたり、受けてもそのために時間を取られるのが厳しい、という問題もありました。

7

最後には疑問点を指摘させて頂きました。したが、私としては、長年お世話になつたということもあり、ロースクールがよりよく改善され、今後も存続していくことを望んでいます。

ちなみに、弁護士という職業は、基本的人権の擁護、社会正義の実現を目標とするものであるということ、新人としての一年間、諸先輩方の後ろ姿を見て深く学ばせて頂きました。そして、私の思う社会正義は、多数派少数派を問わず、あらゆる人々が共生できる社会であり、それぞれの価値観が尊重される社会です。

そのためには、弁護士という職につくバックボーンが多様であればよいと考えています。その観点からみると、ロースクールという存在は(制度に工夫の余地はあるにせよ)決して悪くないのではないのでしょうか。

ロースクールがなくなると、かえって元々の人脈などで勉強できる環境を得られるものだけが受験を目指すということになるのではな

会員の  
みなさまへ

### 青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局(bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

右崎正博・大江京子・永山茂樹 著

## 『緊急事態と憲法』

— 新型コロナウイルス緊急事態の体験を経て —

東京 坪田 優



一 本書は、法学者二名と弁護士一名による共著である。タイトルにあるとおり、新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大を受け

二〇二〇年四月七日に発出された二度目の緊急事態宣言の抱える憲法の問題を検討し、与党自民党が打ち出している緊急事態条項の追加を含めた改憲論について、緊急事態の名のもとに権力が濫用され、数々の悲劇をもたらした歴史を参照しながら、緊急事態条項の危険性や不合理性を指摘し批判的に検討するものである。

二 第一章においては、二〇二〇年二月二五日に日本国内においてはじめて新型コロナウイルスの感染者が確認された後に引き続く、「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置、いか

なる専門的知見や疫学的根拠に基づくものか不明な、突如行われたイベント自粛・全国一斉の休校要請、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)の改正、二〇二〇年四月七日の緊急事態宣言の発出及びその延長、解除の基準を満たしていないにも関わらず、「総合的判断」によつて期限を待たずして行われた緊急事態宣言の解除……と、改めて経緯を辿るとあまりに不透明な当時の安倍政権による対コロナ政策の軌跡を検証する。

また、緊急事態宣言の根拠となつている特措法について、緊急事態宣言発出・解除の要件が「著しく重大な被害を与えるおそれ」や「急速なまん延により……甚大な影響を及ぼすおそれ」など抽象的にすぎ、また要件充足性の判断を内閣総理大

臣にゆだねてしまつていたり、休業要請・指示、外出自粛要請等により生じる憲法上の問題など、数多くの問題を抱えていることを検討しながら、このような種々の問題を抱える特措法について、より民主的かつ基本的な人権に対し制限的でない改正を行うべきであることを提言する。

第二章においては、日本国憲法に緊急事態条項が存在しないことについて、これが法の欠缺などではなく、民主政治の徹底、国民の権利を擁護するという観点から積極的に排除されたものであるということ、当時の金森徳次郎国務大臣の帝国議会における答弁をひいて明らかにした上で、大災害の度に繰り返される「緊急事態条項さえあれば」という災害・惨事便乗的虚言(今回のコロナ禍において、某自民党議員が「憲法に緊急事態条項



# 新刊 旧刊

一年二月、一日あたりの新型コロナウイルス新規感染者数は、一回目の緊急事態宣言発出時を大きく上回っている。それに伴い、二〇二一年一月八日には、菅総理大臣はコロナ禍にお

### 三

があれば！一部野党も逃げずに憲法改正の議論をすべきなどとSNS上に投稿をしていたことは記憶に新しい）に対し、災害対策基本法等の既存の法律の法文を参照しながら、憲法改正によるまでもなく既存の法律で「緊急事態」に対応することが可能であることや、総理大臣に権限を集中させることの不合理性を精緻に論証している。そして、最終章である第三章においては、日本の改憲史において緊急事態条項論と九条改憲論は常にセットであったことを指摘し、加えて、緊急事態条項が運用されてきた諸外国及び日本の歴史を参照しながら、自民党の「日本国憲法改正草案」の緊急事態条項案に記載された総理大臣の権限が、大日本帝国憲法における緊急勅令権や緊急財政処分権を想起させるものであることを指摘している。

筆者が拙稿を執筆している現在（二〇二一年二月）、一日あたりの新型コロナウイルス

二回目の緊急事態宣言の発出を行い、その期限は同年三月七日まで延長されている。コロナ禍は収束の気配など未だ微塵もみせておらず、日本国民は、常態化した緊急事態という、形容矛盾ともいべき事態を現在進行形で経験している。この常態化した緊急事態の中、「自衛警察」や「マスク警察」という言葉が流行語化した。また、「俺コロナ」と叫んだ者が逮捕され、多くの者はこれを歓迎した。

このような事態からは、国家権力に対し、要請や指示を超えたより強い権限行使を求める少なくない国民が誕生しかねないという懸念が、決して抽象的とは言い切れないレベルで高まりつつあるということが指摘できるのではないかと。

### 四

カール・シュミットによれば、主権者とは例外状態（緊急事態）において決断を下す者である。大日本帝国やナチスドイツの悲劇を経た現代において、同じ悲劇を繰り返さないよう、緊急事態（例外状態）においてもまさに国民が主権者として国家権力を絶えず監視し続ける必要があるということに自覚することが歴史から強く要請されている。コロナ禍後、自民党がコロナ禍を口実に緊急事態条項の必要性を強く訴えることは容易に想像がつく。

本書は、新型コロナウイルス感染拡大の収束後における私たちのなすべきことを提示し、緊急事態に馴らされることを拒絶する理論的武器を与えるものである。

#### 『緊急事態と憲法』

— 新型コロナウイルス緊急事態の体験を経て —

二〇二〇年二月刊行

著者 右崎正博・大江京子・

永山茂樹

出版社 学習の友社

定価 一〇〇〇円＋税

A5 一〇二頁

お知らせ

○デジタル化関連法案の慎重審議と問題箇所の修正を求める意見書発表

二月二十五日、法律家及び法律家団体でつくる「デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク」(当部会も賛同)が、意見書発表と記者会見を行いました。詳細はウエブをご覧ください。



記者会見の動画

拡散用動画はこちら:

<https://youtube.com/57i3b8lF2gU>

意見書: 当部会ホームページをご参照ください。

○『司法はこれでいいのか。―裁判官拒否・修習生罷免から五〇年』出版記念集会を四月に開催

一三期弁護士有志は、『司法はこれでいいのか。―裁判官拒否・修習生罷免から五〇年』(現代書館)という書籍を阪口罷免から五〇年にあたる本年四月五日に発刊します。

出版を記念し、現在の司法の問題点を語り、これを改革する具体的な活動とこれらを語り合う集会を開催します。ぜひご参加ください。

日時: 二〇二二年四月二十四日(土) 午後二時~

会場: アルカディア市ヶ谷 私学会館

開催形式: リアルおよびウエビナー

講師: 伊藤真弁護士ほか

主催: 司法はこれでいいのか。一三期弁護士ネットワーク

共催: 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
協賛: 日本民主法律家協会

お問い合わせ:

弁護士梓澤和幸(東京千代田法律事務所)

電話: 〇三―三二五五―八八七七

○第五回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま「福島原発事故から10年 これまでとこれから」

日時: 二〇二二年四月三日(土) 三時~一七時半

オンライン開催(ZOOMウエビナー)

参加費: 無料

お申し込み:

<https://forms.gle/YFKMksaTaeoukiAb9>

詳細は、同封のチラシ、ウエブをご参照ください。

ご連絡・お問い合わせ: 原発と人権ネットワーク

Eメール: [genjinnetwork@gmail.com](mailto:genjinnetwork@gmail.com)

今後の日程

【第52回定時総会】

6月26日(土)~27日(日) 岡山

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

4月19日(月) 10時半~

【修習生委員会】

4月7日(水) 10時半~

【広報委員会】

4月27日(火) 18時~



編集後記

▼報道で「日本人アスリートの活躍」を見ていると、「日本人?」と思う場面が増えていく。出身国や親の国籍等が多様化しているというところである。

うだとすれば、そもそも「日本国籍のアスリート」に注目すべき意味は、次第に薄れてきているのではないだろうか。そのスポーツが好きで、得意で、練習して、能力を伸ばして成績を上げていくことに、国籍をこだわる必要があるのだろうか。▼ところで、オリンピックの開催可否が話題になっている。国から国への移動が困難な状況というなら、世界の技術を結集して、すべてリモートの仮想空間オリンピックにしたらどうだろうか。異なる地を通信回線で繋いで一斉にスタート、というわけである。対戦競技には相当な技術が必要だろうが、個人の能力を競う競技ならば直ちに可能だ。移動が不要であるばかりではなく、大きな競技場も不要だし、選手村も、警備も不要であり、予算は相当に軽減されるのではないだろうか。ぜひ、ご検討願いたい。

(町田止裕)